

○総務省令第六十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十八日

総務大臣 野田 聖子

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

〔第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出〕

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料（第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。）の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他の必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

〔一・二 略〕

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額（第二種指定電気通信設備との接続に關し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（次号、次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。）の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法（案分方法を含む。））

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項

〔五 略〕

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）
第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

三の二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務の提供に用いられる標準的な役務利用管理システムの機能及び当該役務利用管理システムに關して、他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤

〔第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出〕

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他の必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

〔一・二 同上〕

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。）の責任に関する事項

〔五 同上〕

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）
第二十三条の九の五 「同上」

〔一・二 同上〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に關する情報の管理等を行うシステム若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

〔新設〕

を加えた金額に照らし公正妥当なもの

三の三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する他事業者による電気通信業務の提供に用いられるSIMカードの種類及び機能

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信業務の提供に生じた支障について、その影響を受けるおそれのある他事業者への通知及びその利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者が負うべき責任に関する事項
〔六～十 略〕

〔2 略〕

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～四 略〕

五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる前号の表の上欄に掲げる卸電気通信業務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者(二)の次に掲げる事項
イ 提供卸電気通信業務に係る役割利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件
ロ 提供卸電気通信業務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

〔表 略〕

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。
〔2・3 略〕

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

〔表 略〕

注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。
〔2～4 略〕

2の2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

接続料原価	備考
-------	----

〔新設〕

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信業務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第九条第三項の規定を準用する。)

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信業務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
〔六～十 同上〕

〔2 同上〕

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 〔同上〕

〔一～四 同上〕

〔新設〕

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

〔表 同左〕

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。
〔2・3 同左〕

2 データ伝送交換機能の接続料原価の算出

〔表 同左〕

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。
〔2～4 同左〕

〔新設〕

営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

2の3 データ伝送交換機能のS I Mカード枚数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規

【新設】

則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

4 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「接続料原価」の欄を分けて記載すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

【表略】

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

3 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合で、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記載すること。

様式第17の4の3（第23条の9の3関係）

1 機能に係るレートベース

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごと））を作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。）。

【2・3 略】

【2 略】

3 他人資本費用

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類

別第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

4 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「接続料原価」の欄を分けて記載すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

【表略】

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

3 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合で、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記載すること。

様式第17の4の3（第23条の9の3関係）

1 機能に係るレートベース

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごと））を作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。）。

【2・3 同左】

【2 同左】

3 同左

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分についてSIMカードの種類

ごと))に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)

[2～4 略]

[4・5 略]

6 自己資本費用

[表 略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと)に異なる接続料を設定する場合には、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)

[2・3 略]

[7・8 略]

9 利益対応税

[表 略]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと)に異なる接続料を設定する場合には、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)

[10 略]

11 利潤

[表 略]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと)に異なる接続料を設定する場合には、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により算定する接続料の利潤

項目	数値	備考
運転資本(単位：円)		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤(単位：円)		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定におけるレートベース(単位：円)		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤をレートベースで除したもの		

[2～4 同左]

[4・5 同左]

6 [同左]

[表 同左]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

[2・3 同左]

[7・8 同左]

9 [同左]

[表 同左]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

[10 同左]

11 [同左]

[表 同左]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

[新設]

利潤 (単位：円)

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合に作成すること。

2 「運転資本」の項には、様式第17の4の7 (レポートベースの運転資本の算定) により算定された額を記載すること。

3 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

【表略】

注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

【2 略】

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値 (単位：回線)	備考
需要		

注 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

1の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料に係る需要

項目	数値 (単位：枚)	備考
需要		

注1 「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1条第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。

2 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「需要」の欄を分けて記載すること。

2 MNP転送機能に係る需要

【表略】

注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第3号に掲げる機能をいう。

3 SMS伝送交換機能に係る需要

【表略】

注 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能をいう。

様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料

【表略】

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能に係る需要

【表 同左】

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

【2 同左】

【新設】

【新設】

2 【同左】

【表 同左】

注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。

3 【同左】

【表 同左】

注 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能をいう。

様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

【表 同左】

注 1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。
 [2～7 略]

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料

	数値
原価 (単位：円)	
利潤 (単位：円)	
需要 (単位：回線)	
接続料単価	
備考	

注 1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

2 「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除したものを記載すること。また、「接続料単価」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に変換する式を備考欄に記載すること。

3 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行っている場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づき算定根拠を備考欄に記載すること。

1の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料

	数値
原価 (単位：円)	
利潤 (単位：円)	
需要 (単位：枚)	
接続料単価	
備考	

注 1 「データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。

2 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。

3 「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除したものを記載すること。

4 費用の発生の様態ごとに原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行っている場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づき算定根拠を備考欄に記載すること。

2 MNP転送機能の接続料
 [表 略]

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。
 [2～7 同左]

[新設]

[新設]

2 [同左]
 [表 同左]

<p>注 1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。 [2～6 略]</p> <p>3 SMS伝送交換機能の接続料 [表 略]</p> <p>注 1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能をいう。 [2～6 略]</p> <p>[4 略]</p> <p>様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)</p> <p>[表 略]</p>	<p>注 1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。 [2～6 同左]</p> <p>3 [同左] [表 同左]</p> <p>注 1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能をいう。 [2～6 同左]</p> <p>[4 同左]</p> <p>様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)</p> <p>[表 同左]</p>
<p>注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。 [2～4 略]</p> <p>5 「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料(同項第3号に掲げる部分について、同令第13条第2項により算定する場合)には、当該接続料を除く。)ごと、同項第3号に掲げる部分の接続料について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。</p> <p>様式第17の4の7 (第23条の9の3関係)</p> <p>[表 略]</p>	<p>注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。 [2～4 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>様式第17の4の7 (第23条の9の3関係)</p> <p>[表 同左]</p>
<p>注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。 [2 略]</p> <p>3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2(データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)、同様式表2の2(データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)及び同様式表2の3(データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出)の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。なお、同令第13条第2項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。 [2 同左]</p> <p>3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2(データ伝送交換機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。</p>

（第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第二条 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章〕第四章 略

第五章 接続料の計算等（第十六条）

〔附則 略〕

第四条 〔略〕

2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。

一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの

二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）

三 SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。）

（接続料の原価及び利潤）

第六条 接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。

2 接続料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。

この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。

〔3 略〕

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれらに設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔2 略〕

（他人資本費用）

第八条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

目次

〔第一章〕第四章 同上

第五章 精算（第十六条）

〔附則 同上〕

第四条 〔同上〕

〔新設〕

（接続料の原価及び利潤）

第六条 接続料の原価は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定電気通信設備管理運営費とする。

2 接続料の利潤は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。

〔3 同上〕

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条 第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれらに設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔2 同上〕

（他人資本費用）

第八条 第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

<p>2 第四条第一項各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>[式 略]</p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。</p> $\frac{\text{対象設備等の第二種指定設備管理運} \times \text{運転資本} = \text{定費} (\text{減価償却費、固定資産除却損} \times \text{及び租税公課相当額を除く。})}{\text{第四条第一項各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}$ <p>三百六十五日</p> <p>[6～9 略]</p> <p>(自己資本費用)</p> <p>第九条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>[式 略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>(利益対応税)</p> <p>第十条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>[式 略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>(接続料設定の原則)</p> <p>第十一条 接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>(音声伝送交換機能の接続料)</p> <p>第十二条 第四条第一項第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。</p> <p>(データ伝送交換機能の接続料)</p> <p>第十三条 第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。</p>	<p>[式 同上]</p> <p>2 第四条各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>[式 同上]</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。</p> $\frac{\text{対象設備等の第二種指定設備管理運} \times \text{運転資本} = \text{定費} (\text{減価償却費、固定資産除却損} \times \text{及び租税公課相当額を除く。})}{\text{第四条各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}$ <p>三百六十五日</p> <p>[6～9 同上]</p> <p>(自己資本費用)</p> <p>第九条 第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>[式 同上]</p> <p>[2～4 同上]</p> <p>(利益対応税)</p> <p>第十条 第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>[式 同上]</p> <p>[2～4 同上]</p> <p>(接続料設定の原則)</p> <p>第十一条 接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。</p> <p>[2～4 同上]</p> <p>(音声伝送交換機能の接続料)</p> <p>第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。</p> <p>(データ伝送交換機能の接続料)</p> <p>第十三条 第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。</p>
---	--

一 第四条第二項第一号 回線容量

二 第四条第二項第二号 回線数

三 第四条第二項第三号 SIMカードの枚数

2 第四条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤には、第三章の規定は適用しない。

一 接続料の原価は、SIMカードの調達費用に、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用として合理的に算定したものを加えたものとする。

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定における利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。

$$\frac{\text{回線資本} - \text{前号の調達費用} \times \text{平均的な日数}}{\text{SIMカードの提供からこれに係る接続料の収替までの日数}} \times \text{前項第一号の接続料の算定における利潤}$$

三百六十五日

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第三章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 接続料の計算等

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 精算

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定による会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

<p>2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。</p>	<p>「新設」</p>
<p>3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料については、前項の規定は適用しない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第三条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(卸電気通信役務の提供に関する報告)</p> <p>第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>「一〇 略」</p> <p>十一 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システム(電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。)の機能、料金その他の提供条件</p> <p>十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード(第十条に規定するSIMカードをいう。)(の種類、機能、料金その他の提供条件</p> <p>十三 「略」</p> <p>十四 「略」</p> <p>「2〇7 略」</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(卸電気通信役務の提供に関する報告)</p> <p>第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける当該伝送路設備を用いる電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)(に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又はその提供を受ける卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のもの(以下「卸先電気通信事業者」という。)に対して、卸電気通信役務の提供の業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>「一〇 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「2〇7 同上」</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）

は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならぬ。

3 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の届出を行っている二種指定設備設置事業者は、同条の規定に基づき、新施行規則第二十五条の七第五号に定める事項を新施行規則の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、この省令の施行の際、同号に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りではない。

5 改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）の規定は、原価

及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年四月一日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年三月三十一日以前である接続料の算定については、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、新接続料規則第四条第二項第三号に掲げる区分に係る接続料については、新接続料規則の規定は、平成三十年四月一日以降の接続料から適用する。

7 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則第四条の五の規定により報告を行っている電気通信事業者は、同条の規定に基づき、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の五第一項第十一号及び第十二号に定める事項を新報告規則の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、新報告規則第四条の五第十一号及び第十二号に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りではない。